

議 案 第 53 号

松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について

松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を別紙のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の改正に伴い、水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定めるため。

松戸市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道事業における技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びに当該工事の施行に関し技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(布設工事監督者に監督業務を行わせる工事)

第2条 法第12条第1項（法第31条において準用する場合を除く。）の規定により条例で定める布設工事監督者に監督業務を行わせなければならない水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈殿池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項（法第31条において準用する場合を除く。）の規定により条例で定める布設工事監督者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に

従事した経験を有する者

- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 第1号又は第2号の規定による卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業者にあつては1年以上、第2号の規定による卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (6) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を除く。）の規定により条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条（第8号を除く。）に規定する布設工事監督者に必要な資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつ

ては4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者にあつては6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者にあつては5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者にあつては7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 外国の学校において第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。